審查基準(公表用)

様式第3号

所管部(局)・課 県土づくり本部 森林整備課

法	令 名	地すべり等防止法			法令の番号	C33年第30号		KTI IE MIEK
許認可等の種類 主務大臣又		主務大臣又は都道府県知	又は都道府県知事以外の者の施行する工事		根拠条項	1 1 - 1		
(主務大臣又は都道府県知事以外の者の施行する工事) 第 11 条 主務大臣又は都道府県知事以外の者が地すべり防止工事を施行しようとするときは、あらかじめ当該地すべり防止工事に関す る設計及び実施計画について都道府県知事の承認を受けなければならない。								
	◇地すべり等防止法の施行について(昭和33年5月27日 建設省発河90、33林野6086建設次官・農林事務次官より知事あて)の記第7による。							
審								
査								
基								
準								
受付	明成曲 井市沙ゴ	処理	交付	木 ++ 畝 / 进≅田	標準処理期間	30日	目次	
機関	関係農林事務所	森林整備課機関	機関	森林整備課	標準経由其	間日日	NO	5